

令和元年度徳島県予算補助金・交付金一覧表

《一般会計》

3 経営戦略部

(単位:千円)

No.	担当課名	名称	予算額	目的	交付先	交付(見込)件数	種別	事業開始年度	根拠法令等
1	総務課	徳島県私立学校運営費等補助金(一般補助・特別補助金)	698,810	県内の私立学校(幼・小・中・高)の教育の充実と経営の健全化を図るために、運営費の一部や魅力ある学校づくり等に対して支援する。	学校法人	11	国補	H19	徳島県私立学校運営費等補助金交付要綱
2	総務課	徳島県私立学校関係団体県費補助金(日本私立学校振興・共済事業団補助)	8,990	私立学校相互の協力を促進し、教員の福祉の増進と資質の向上を図り、私立学校の振興に寄与する。	日本私立学校振興・共済事業団	1	県単	S40	徳島県私立学校関係団体県費補助金交付要綱
3	総務課	徳島県私立学校関係団体県費補助金(徳島県私立学校退職金社団補助)	21,343	私立学校相互の協力を促進し、教員の福祉の増進と資質の向上を図り、私立学校の振興に寄与する。	(社)徳島県私立学校退職金社団	1	県単	S42	徳島県私立学校関係団体県費補助金交付要綱
4	総務課	徳島県私立高等学校等授業料軽減事業補助金	31,880	県内の私立高等学校等に在籍する生徒の、授業料負担者の経済的負担を軽減し、就学機会を確保する。	学校設置者	4	県単 国補	H2	徳島県私立高等学校等授業料軽減事業補助金交付要綱
5	総務課	高等学校等就学支援金	105,390	家庭の状況にかかわらず、意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるようにするために、高等学校等就学支援金により、家庭の教育費負担を軽減する。	学校設置者	6	国補	H22	高等学校等就学支援金の支給に関する法律
6	総務課	徳島県奨学のための給付金事業補助金	23,000	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等のいる低所得世帯に対して奨学のための給付金を支給する。	高等学校等に在学する生徒の保護者等	240	国補	H26	徳島県奨学のための給付金支給要綱
7	総務課	徳島県専修学校専門課程修学支援事業補助金	1,625	県内の私立専修学校専門課程に在籍し、経済的に修学困難な生徒の授業料減免に要する経費に対し補助する。	私立専修学校設置者	1	国補	H28	徳島県専修学校専門課程修学支援事業補助金交付要綱
8	総務課	私立小中学校授業料軽減事業補助金	3,000	県内の私立小中学校に通う低所得世帯の児童生徒の授業料負担を軽減する。	学校設置者	2	国補	H29	徳島県私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱
9	総務課	子育てのための施設等利用給付交付金	27,262	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用料を給付する。	市町村	5	国補	R1	(交付要綱策定予定)

3 経営戦略部

(単位:千円)

No.	担当課名	名称	予算額	目的	交付先	交付(見込)件数	種別	事業開始年度	根拠法令等
10	管財課	国有資産等所在市町村交付金	209, 897	県が所有する固定資産のうち、貸付資産として他の者に使用させている資産に対し、固定資産税相当額を交付する。	市町村	22	県単	S31	国有資産等所在市町村交付金法
11	税務課	個人県民税徵収取扱費交付金	1, 151, 468	市町村の個人県民税の賦課徵収事務に要する費用を補償するため交付する。	市町村	24	県単		地方税法第47条、同法施行令第8条の3
12	税務課	特別徵収義務者交付金	137, 432	ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徵収制度の適正な運営を図るとともに、県税収入の確保を期するために、特別徵収事務に要する経費の一部として特別徵収義務者に対して交付する。	特別徵収義務者	106	県単	S48	ゴルフ場利用税等の特別徵収義務者に対する交付金交付規則
13	税務課	税務職員人材育成推進費補助金	7, 200	個人県民税を含む市町村税等の税収確保を図るため、徳島滞納整理機構の運営を支援する。	徳島県市町村総合事務組合	1	県単	H18	(交付要綱改正予定)
14	税務課	利子割交付金	196, 412	市町村に対し、収入した県民税利子割の中から、一定割合を交付する。	市町村	24	県単		地方税法第71条の26、同法施行令第9条の15
15	税務課	配当割交付金	652, 571	市町村に対し、納入された県民税配当割の中から、一定割合を交付する。	市町村	24	県単		地方税法第71条の47、同法施行令第9条の19
16	税務課	株式等譲渡所得割交付金	642, 138	市町村に対し、納入された県民税株式等譲渡所得割の中から、一定割合を交付する。	市町村	24	県単		地方税法第71条の67、同法施行令第9条の23
17	税務課	地方消費税交付金	12, 931, 847	市町村に対し、収入した地方消費税の中から、一定割合を交付する。	市町村	24	県単		地方税法第72条の115、同法施行令第35条の21
18	税務課	ゴルフ場利用税交付金	157, 230	ゴルフ場所在の市町村に対し、納入されたゴルフ場利用税の中から、一定割合を交付する。	市町村	8	県単		地方税法第103条、同法施行規則第8条の13

3 経営戦略部

(単位:千円)

No.	担当課名	名称	予算額	目的	交付先	交付 (見込) 件数	種別	事業 開始 年度	根拠法令等
19	税務課	特別地方消費税交付金	100	飲食店・旅館等所在の市町村に対し、納入又は納付された特別地方消費税の中から、一定割合を交付する。	市町村	1	県単		旧地方税法第144条の2、同法施行規則第9条の3
20	税務課	自動車取得税交付金	327,000	市町村に対し、納付された自動車取得税の中から、一定割合を交付する。	市町村	24	県単		地方税法第143条第1項、同法施行令第42条の9
21	税務課	環境性能割交付金	110,652	市町村に対し、納付された自動車税の環境性能割の中から、一定割合を交付する。	市町村	24	県単		地方税法第177条の6第1項、同法施行令第44条の8(平成31年10月1日施行)
経営戦略部 計			17,445,247						